平成２５年（フ）第２０号
秋田県北秋田市栄字岩坂110番地３
債務者　田村　直樹
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第２１号
秋田県大館市釈迦内字台野道上９番地２、１―304号　県営獅子ケ森住宅、前住所秋田県大館市清水四丁目２番７―１号
債務者　畠山　真一
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１１４号
山梨県笛吹市春日居町鎮目1423番地41
債務者　古屋ちづる
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
山梨県南巨摩郡身延町飯富1749番地、前住所静岡県富士市下横割66番地の１　花井マンションＢ―３号
債務者　古屋　知子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
山梨県甲府市相生１丁目２番16号　コーポ浜宇203号
債務者　高橋　友子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
長野市大字南長池1039番地13、住民票上の住所長野市神楽橋11番地６
債務者　塚田　春生
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
福岡県田川市大字伊加利1888番地　芳ケ谷芳ケ谷団地５―３―２
債務者　大場　正樹
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１４０号
岐阜市今嶺１丁目30番２―101号　サンロード戸崎
債務者　大西　勝美
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字古目36番地１　グリーンヒルズＢ―３、前住所徳島県海部郡海陽町奥浦字一宇谷１番地27
債務者　黒越　清隆
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１２号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字古目36番地１　グリーンヒルズＢ―３、前住所徳島県海部郡海陽町奥浦字一宇谷１番地27
債務者　黒越　啓子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１２１号
金沢市高尾南１丁目189番地　グランドール南高尾105号室、従前の住所金沢市大桑町サ乙３番地40
債務者　本西　英輔
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
岐阜県可児市今渡1619番地363　クレセント・ピア21―Ａ102、前住所岐阜県可児市今渡370番地３アーバン・ヒルズ505、愛知県犬山市上坂町３丁目123番地サンシャイン南志水303、愛知県犬山市大字木津字西ノ畑212番地１、愛知県犬山市大字犬山字寺下56番地
債務者　加藤　賢一
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３０号
三重県津市久居新町2138番地１　県営新町団地Ｐ―１・304号
債務者　大森　　旬
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３６号
三重県松阪市嬉野宮古町452番地４　ピュアライフ宮古203、前住所三重県津市雲出本郷町1236番地４
債務者　北濱あけみ
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７号
三重県津市白塚町3447番地　グリーンハイツ503
債務者　福尾　幸路
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８号
三重県津市川方町392番地　レジデンスブロッコリー207号
債務者　林　　孝弘
１　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
津地方裁判所破産係